主婦の平成井戸端会議
相続のハ・テ・ナ

亡くなった妹の子どもに、相続の権利はありますか?

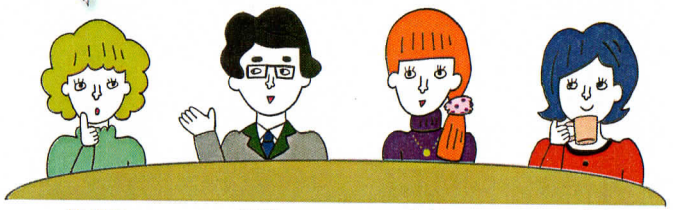

道子さんに続き、佳代子さんも父親が亡くなり相続が発生することに。でも佳代子さんには父親よりも先に他界した妹が…。妹には2人の子どもがいて、佳代子さんは財産をどのように分けていいのか悩んでいます。さっそく伊藤先生に相談です!

佳代子 父が残した財産をどうやって分ければいいのか…。妹はすでに亡くなっているし、この場合、妹の子どもにも財産を相続する権利ってあるのかしら?

美春 もしも生きてれば妹さんも相続することになるんだから、やっぱり権利はあるんじゃない?

恵利 そうよ。残された子どもが何ももらえないなんて、かわいそうよ。でもどれぐらいもらえるのかしら? 伊藤先生どうなんですか

伊藤 えー、佳代子さんのケースのように、被相続人であるお父さまが死亡するよりも前に、相続人となるはずだった妹さん(推定相続人)が亡くなっている場合には、その子どもが相続を受け継ぐことになります。これが「代襲相続」と呼ばれるものです。この図表を見ていただきたいのですが、佳代子さんの場合、お父さまが亡くなる前に、すでに次女である妹さんが亡くなっています。この場合は、妹さんの子どもである孫のさくらさんと聡君が、妹さんが本来相続すべきであった財産割合を、半分ずつ相続することになります。ちなみに、この時のさくらさん、聡君のことを「代襲相続人」といいます。代襲相続人は、推定相続人が受け取るはずであった相続分を引き継ぐことになり、財産がもらえないということはありません。妹さんが既に亡くなっているから、母と佳代子さんで財産を分けるというわけにはいかないんです

美春 やっぱりねー

伊藤 この代襲相続ですが、推定相続人が、①相続開始前に亡くなっている場合 ②相続欠格者となった場合 ③廃除の決定がなされた場合、のどれかに該当する場合に発生します

佳代子 先生、②の〝欠格〟ってなんですか?

伊藤 この欠格とは、推定相続人が故意に被相続人を殺害したり、遺言の偽造など妨害を行った場合に相続人の資格を失うことを意味します。また③の廃除とは、被相続人に対して虐待を行ったり、非行をした場合に被相続人が家庭裁判所に申し出ることによってその相続権を失わせることをいいます

恵利 結構こわい世界ね…

伊藤 ただし欠格や廃除の対象は、あくまで推定相続人であり、その子どもらには直接的には関係ありません。親が非行をしたせいで、子どもまで犠牲になるのは酷な話ですから、代襲相続が認められているんです

美春 あったり前よね〜

恵利 でも先生。佳代子のケースで、もしお孫さんも既に亡くなっていたらどうなるんです?

伊藤 その場合には、お孫さんに子どもがいる場合は、その子ども(ひ孫)が相続することになります。これを再代襲といいます(何代先までという制限はありません)。ただし相続人が相続放棄をした場合には、相続放棄者は、はじめから相続人ではなかったものとみなされるため、その子どもに代襲相続の権利は発生しませんので注意してください

佳代子 なんだか複雑なのね〜

伊藤 では佳代子さんのケースをもとに、代襲相続における相続分がどうなるのか再確認してみましょう。まず代襲相続分は、通常の相続時に発生する相続分と同じになります。今回のケースで妹さんが生存していると仮定した場合、お母さまが2分の1、残りの2分の1を佳代子さんと妹さんで半分ずつ、つまり4分の1ずつ相続することになります。妹さんが既に亡くなっている場合には、この妹さんが相続する予定であった4分の1を、2人の孫で、半分ずつのそれぞれ8分の1ずつ受け継ぐことになります。佳代子さん、いかがですか?

佳代子 先生よくわかりました。妹の子どもたちにも、何か残してあげたいと思っていたので、相談してよかったです!

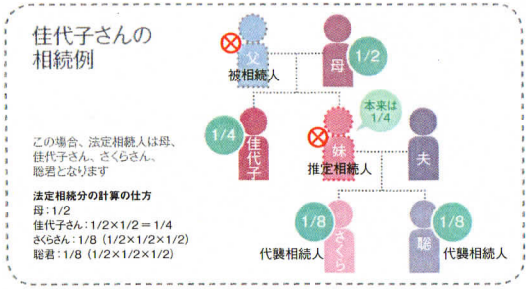

Illustration 高木 はるみ

いとう・りょうた(伊藤 亮太)
スキラージャパン副社長。CFP®、DCアドバイザー、証券外務員資格など

証券会社勤務後、2007年11月に独立系FP会社スキラージャパンを設立。マネー・ライフプランニングの提案、保険の見直し、FP受験講座講師など多方面で活躍。資産運用や保険などに関する書籍も多数執筆